

四日市港管理組合公報

第1150号

令和8年3月31日

火曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出納室) 2

告 示

- 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定 (振興課) 29
- 四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を改正する告示 (港営課) 30
- 四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を用途廃止する告示 (港営課) 31
- 四日市港管理組合の管理する港湾施設を供用開始する告示 (港営課) 32

公 告

- 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 33

規 則

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第1号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改定後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(予算執行の原則)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 支出は、予算執行計画に基づく配当によりこれを執行しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(予算の配当等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第39条 主務課長は、調定済のものについて、年度、会計又は科目に誤りがあることを発見したときは、<u>第35条第1項の規定により当該調定を取り消すとともに、第31条第1項の規定により正当な年度、会計又は科目で調定することにより調定の更正をしなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(預金先銀行に対する預金の預替)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 指定金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、その通知に係る預金勘定から当該預金先銀行へ払い出さなければならない。</p>	<p>(予算執行の原則)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 支出は、予算執行計画に基づく配当若しくは<u>執行委任</u>によりこれを執行しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(予算の配当等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 主務課長は、配当された予算の執行について必要があると認めるときは、他の主務課長に執行委任することができる。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第39条 主務課長は、調定済のものについて、年度、会計又は科目に誤りがあることを発見したときは、<u>調定変更書（第105号様式）</u>により調定の更正をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(預金先銀行に対する預金の預替)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 指定金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、<u>預金先銀行から預金領収書（第52号様式）</u>の提出を求め預金預替（預入・戻入）通</p>

3 (略)

(歳入歳出外現金等の受入れ)

第149条 主務課長は、歳入歳出外現金等を受け入れようとするときは、受入通知書(第55号様式)に当該現金又は有価証券を添えて、会計管理者に送付しなければならない。この場合において、前条第3号に掲げるものについては、当該源泉控除をする支出命令書に納付書(第13号様式の2)を添え、受入通知書は省略するものとする。

2 会計管理者は、前項の規定により受入通知書又は納付書の送付を受けたときは、金額その他を審査し、適合と認めるときは、受入れを行うとともに、領収書を納付者に交付しなければならない。ただし、前条第3号に掲げるものについては、支払指図書に公金収納票を添えて、指定金融機関に送付しなければならない。

3 (略)

(歳入歳出外現金等の払出し)

第155条 主務課長は、納付者に歳入歳出外現金等(控除金を除く。)の払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等還付調書(第59号様式)を作成し、支出負担行為整理兼支出命令書(第23号様式の2)に当該調書を添えて会計管理者に通知しなければならない。

2 主務課長は、控除金を納付期日に払い込むため払出しをしようとするときは、支出負担行為整理兼支出命令書に当該納付について定められた納付書等を添えて会計管理者に通知しなければならない。

3 (略)

(歳入の振替)

第159条 主務課長は、歳入歳出外現金のうち、組合に属したものがあるときは、第31条の規定による手続きをするとともに、支出負担行為整理兼支出命令書(第23号様式の2)に納付書を添えて会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により支出負担行

知書と照査の上、その通知に係る預金勘定から当該預金先銀行へ払い出さなければならない。

3 (略)

(歳入歳出外現金等の受入れ)

第149条 主務課長は、歳入歳出外現金等を受け入れようとするときは、受入通知書(第55号様式)に当該現金又は有価証券を添えて、会計管理者に送付しなければならない。この場合において、前条第3号に掲げるものについては、当該源泉控除をする支出命令書に受入通知書を添えるものとする。

2 会計管理者は、前項の規定により受入通知書の送付を受けたときは、金額その他を審査し、適合と認めるときは、受入れを行うとともに、領収書を納付者に交付しなければならない。ただし、前条第3号に掲げるものについては、支払指図書に公金収納票を添えて、指定金融機関に送付しなければならない。

3 (略)

(歳入歳出外現金等の払出し)

第155条 主務課長は、納付者に歳入歳出外現金等(控除金を除く。)の払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等還付調書(第59号様式)を作成し、払出命令書(第59号様式の2)に当該調書を添えて会計管理者に通知しなければならない。

2 主務課長は、控除金を納付期日に払い込むため払出しをしようとするときは、払出命令書に当該納付について定められた納付書等を添えて会計管理者に通知しなければならない。

3 (略)

(歳入の振替)

第159条 主務課長は、歳入歳出外現金のうち、組合に属したものがあるときは、第31条の規定による手続きをするとともに、払出命令書に納付書を添えて会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により払出命令書

<p>為整理兼支出命令書の送付を受けたときは、<u>第149条第2項に規定する受入通知書又は納付書</u>と照合の上、支払指図書に<u>前項の納付書</u>を添えて指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会計管理者及び出納員の帳簿)</p> <p>第192条 会計管理者は、次の各号に掲げる帳簿を備え、その出納を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>資金前渡・概算払整理簿(第78号様式)(旅費にあつては作成を省略することができる。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(財務会計システムによる特例)</p> <p>第208条 <u>経営企画部長、主務課長</u>、会計管理者、出納員又は会計員がこの規則に基づき行う通知、送付又は提出(以下「通知等」という。)について、財務会計システム(以下「システム」という。)による処理を行う場合にあつては、当該処理をもつて通知等が行われたものとみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>の送付を受けたときは、受入通知書と照合の上、支払指図書に<u>当該納付書</u>を添えて指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会計管理者及び出納員の帳簿)</p> <p>第192条 会計管理者は、次の各号に掲げる帳簿を備え、その出納を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>資金前渡整理簿(第78号様式)</u></p> <p>(9) <u>概算払整理簿(第79号様式)(旅費にあつては作成を省略することができる。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(財務会計システムによる特例)</p> <p>第208条 主務課長、会計管理者、出納員又は会計員がこの規則に基づき行う通知、送付又は提出(以下「通知等」という。)について、財務会計システム(以下「システム」という。)による処理を行う場合にあつては、当該処理をもつて通知等が行われたものとみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

様式目次中「第22号様式の2 不納欠損変更書 第44条」及び「第59号様式の2 払出命令書 第155条」を削り、「第78号様式 資金前渡整理簿 第192条」を「第78号様式 資金前渡・概算払整理簿 第192条」に、「第79号様式 概算払整理簿 第192条」を「第79号様式 削除」に、「第105号様式 調定変更書 第39条」を「第105号様式 削除」に改める。

第5号様式、第7号様式、第11号様式の2、第11号様式の3、第13号様式、第13号様式の2、第18号様式、第19号様式及び第22号様式を次のように改める。

年度 第 号補正

歳出予算要求書

会計
所属

担当者：
内 線：

(単位：千円)

款		項		目	
事業目		事業名称			

節	細 々 節	補 正 前 額	今 回 補 正 要 求 額	補 正 後 額	予 算 現 額	積 算 基 礎 等
						(単位：円)

第7号様式(第20条)

年度

予算流用要求書

年 月 日 決裁							

起 票 日	年 月 日
起 票 所 属	

流 用 減		流 用 増	
年 度	年 度	年 度	年 度
会 計		会 計	
所 属		所 属	
予算区分		予算区分	
款		款	
項		項	
目		目	
事 業		事 業	
節		節	
細 節		細 節	
細々節		細々節	

流 用 金 額	円	流 用 金 額	円
予 算 残 額	円	予 算 残 額	円
差 引 予 算 残 額	円	差 引 予 算 残 額	円

件 名	
-----	--

摘 要	
-----	--

第11号様式の2(第31条)

年度

調定決議書

年 月 日 決裁							

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	円	累 計 額	円
-----	---	-------	---

件 名	
-----	--

--	--

納 入 者	住 所	
	氏 名	

第13号様式の2（第31条、第37条）

年度 四日市港管理組合

納付書・領収書						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
納付場所						
上記の金額を納入します。						
年 月 日						
上記のとおり領収しました。						領収日付印

(納付者保管)

年度 四日市港管理組合

指定金融機関等収納票						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
納付場所						
						領収日付印

(取扱金融機関保管)

年度 四日市港管理組合

納付済通知書						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
四日市港管理組合 会計管理者 あて						領収日付印
上記のとおり領収しましたので通知します。						

(指定金融機関→四日市港管理組合)

第18号様式(第41条)

年度

戻入命令書

年 月 日 決裁							

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	事 業	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	予 算 配 当 額	円
	負 担 行 為 何 済 額	円
	円 予 算 配 当 残 額	円

件 名	
-----	--

--	--

納 入 者	住 所	
	氏 名	

戻 入 元 伝 票 番 号	
---------------	--

第19号様式（第31条、第37条）

戻入 年度 四日市港管理組合

返納通知書・領収書						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
納付場所						
上記の金額を納入して下さい。						
年 月 日						
四日市港管理組合						
上記のとおり領収しました。						領収日付印

(納付者保管)

戻入 年度 四日市港管理組合

指定金融機関等収納票						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
納付場所						
						領収日付印

(取扱金融機関保管)

戻入 年度 四日市港管理組合

納付済通知書						
納入者						
会計						
款	項	目	節	細節	細々節	
金額						
内容						
担当課						
納期限	年 月 日					
四日市港管理組合 会計管理者 あて						領収日付印
上記のとおり領収しましたので通知します。						

(指定金融機関→四日市港管理組合)

第22号様式(第44条)

年度

不納欠損書

年 月 日 決裁							

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	円	累 計 額	円
-----	---	-------	---

件 名	
-----	--

--	--

納 入 者	住 所	
	氏 名	

第22号様式の2を削り、第23号様式から第23号様式の5まで、第25号様式、第37号様式及び第40号様式を次のように改める。

第23号様式(第45条の2)

年度

支出負担行為書

年 月 日 決裁	合 議

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	事 業	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	変 更 金 額	予 算 配 当 額	円
		負担行為伺済額	円
円	円	予 算 配 当 残 額	円
前 回 迄 の 累 計	今 回 迄 の 累 計	分 割 区 分	
円	円		

件 名	
-----	--

摘 要	
-----	--

債 権 者	住 所	
	氏 名	
		債 権 者 番 号

(検査日 年 月 日)

(検査員職氏名)

(受領者職氏名)

第23号様式の2(第45条の2、第155条)

年度

支出負担行為整理兼支出命令書

年 月 日 決裁		合 議	

起 票 日		予 算 区 分	
所 属			
会 計			
科 目	款		
	項		
	目		
	事 業		
	節		
	細 節		
細々節			

金 額			所 得 税	円
	円	控	住 民 税	円
前 回 繰 越 額	円		社 会 保 険 料	円
予 算 配 当 額	円	除	雇 用 保 険 料	円
負 担 行 為 伺 済 額	円		そ の 他	円
予 算 配 当 残 額	円			円
源 泉 支 払 内 容				

件 名	
	納 品 日
	検 査 検 収 日

摘 要	
-----	--

債 権 者 等	支 払 方 法	請 求 日	支 払 希 望 日
	住 所		
	氏 名		
	銀 行 / 口 座		
	口 座 名 義 人	債 権 者 番 号	

領 収	住 所		領 収 印
	氏 名		

上記の金額を領収しました。

年 月 日

四日市港管理組合

第23号様式の5(第45条の2)

年度

支出負担行為変更書

年 月 日 決裁					合 議				

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	事 業	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	変 更 金 額	予 算 配 当 額	円
		負担行為伺済額	円
円	円	予算配当残額	円
前回迄の累計	今回迄の累計	分割区分	
円	円		

件 名	
-----	--

摘 要	
-----	--

債 権 者	住 所	
	氏 名	
		債 権 者 番 号

(検査日 年 月 日)

(検査員職氏名)

(受領者職氏名)

第25号様式(第47条)

年度

支出命令書

年 月 日 決裁					合 議				

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	事 業	
	節	
	細 節	
細々節		

金 額	円	所 得 税	円
		住 民 税	円
支 払 回 数	回	社 会 保 険 料	円
負 担 行 為 額	円	雇 用 保 険 料	円
支 出 命 令 済 額	円	そ の 他	円
支 出 命 令 残 額	円		円
源 泉 支 払 内 容			

件 名	納 品 日
	検 査 検 収 日

摘 要	
-----	--

債 権 者 等	支 払 方 法	請 求 日	支 払 希 望 日
	住 所		
	氏 名		
	銀 行 / 口 座		
	口 座 名 義 人	債 権 者 番 号	

領 収	住 所	領 収 印
	氏 名	

上記の金額を領収しました。

年 月 日

四日市港管理組合

第37号様式(第76条)

年度

過誤納金還付命令書

年 月 日 決裁							

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	円
-----	---

件 名	
-----	--

--	--

債 権 者 等	支 払 方 法	支 払 希 望 日
	住 所	
	氏 名	
	銀 行 / 口 座	
	口 座 名 義 人	債 権 者 番 号

領 収	住 所	領 収 印
	氏 名	

上記の金額を領収しました。

年 月 日
四日市港管理組合

第40号様式(第79条)

年度歳入歳出決算事項別明細内訳書

歳 入

課 名

款 項	目	予 算 現 額						調 定 額	収入 済額	不納 欠損 額	収入 未済 額	備 考
		当 初 予算額	補 正 予算額	継続費及 び繰越事 業費繰越 財源充当 額	計	節						
						区分	金額					
1	何々	円	円	円	円		円	円	円	円		
	1 何々											
	1 何々											
						何々						
2	何々											
	1 何々											
	1 何々											
						何々						
歳 入 合 計												

- 備考 1 この内訳書は、会計別に作成すること。
- 2 当初予算と同時議決の補正予算は、合算して当初予算として計上すること。
- 3 予算現額欄のうち、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額については、未収入特定財源を当該特定財源の科目の項の当該欄に、その他を繰越金の項の当該欄に記載すること。
- 4 節の区分欄はその科目を記載すること。
- 5 還付未済金があるときは備考欄に記載すること。
- 6 前年度許可債があるときは、その旨備考欄に記載すること。

歳 出

款	項	目	予 算 現 額						支出 済額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考	
			当初 予算 額	補正 予算 額	継続費 及び繰 越事業 費繰 越額	予備支 出及び 流用増 減	計	節		継続 費通 次繰 越	繰越 明許 費	事故 繰越			
								区 分							金 額
1	何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	何々													
		1	何々												
2	何々														
	1	何々													
		1	何々												
歳 出 合 計															

- 備考 1 前年度からの繰越事業費について不用額を生じたときは、その旨備考欄に記載すること。
- 2 予備費支出及び流用増減は節についてその旨備考欄に記載すること。
- 3 特別会計の弾力条項の適用があつた場合は、予備費支出及び流用増減欄の次に「弾力条項適用額」の欄を設け所要事項を記載すること。
- 4 前項のほか歳入の備考1、2及び4の例によること。

第79号様式 削除

第86号様式 削除

第105号様式 削除

第105号様式の2 (第39条、第60条)

年度

科目更正書

年	月	日	決裁						

起 票 日	年 月 日	振 替 希 望 日	
起 票 所 属			

振 替 元		振 替 先	
区 分		区 分	
年 度		年 度	
会 計		会 計	
所 属		所 属	
予算区分		予算区分	
款		款	
項		項	
目		目	
事 業		事 業	
節		節	
細 節		細 節	
細々節		細々節	

金 額		金 額	
	円		円
収納累計/伺済額	円	収納累計/伺済額	円
差引予算残額	円	差引予算残額	円
伝 票 番 号		伝 票 番 号	

件 名	
-----	--

摘 要	
-----	--

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 主務課長は、この規則の施行の前においても、この規則による改正後の四日市港管理組合財務規則に規定する様式により要求、調定その他の行為を行うことができる。

告 示

四日市港管理組合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、下記の手数料の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 指定納付受託の指定を受けた者

名称、所在地
株式会社エム・ピー・ソリューション 東京都港区虎ノ門二丁目10-4 オークラプレステージタワー8階

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

展望展示室入場料、展望展示室物品売払収入

3 指定期間 令和8年3月31日から

四日市港管理組合告示第3号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和44年4月1日四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のとおり改正します。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>14 港湾役務提供用船舶 ひき船</p> <table><thead><tr><th>船名</th><th>内容</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)ちとせ丸</td><td>鋼製 <u>197</u>総トン 3,600馬力 曳航力 前進 <u>54.5</u>トン 後進 <u>51.0</u>トン</td><td>四日市港内</td></tr></tbody></table>	船名	内容	位置	(1)ちとせ丸	鋼製 <u>197</u> 総トン 3,600馬力 曳航力 前進 <u>54.5</u> トン 後進 <u>51.0</u> トン	四日市港内	<p>14 港湾役務提供用船舶 ひき船</p> <table><thead><tr><th>船名</th><th>内容</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)ちとせ丸</td><td>鋼製 196総トン 3,600馬力 曳航力 前進 56.0トン 後進 51.5トン</td><td>四日市港内</td></tr></tbody></table>	船名	内容	位置	(1)ちとせ丸	鋼製 196総トン 3,600馬力 曳航力 前進 56.0トン 後進 51.5トン	四日市港内
船名	内容	位置											
(1)ちとせ丸	鋼製 <u>197</u> 総トン 3,600馬力 曳航力 前進 <u>54.5</u> トン 後進 <u>51.0</u> トン	四日市港内											
船名	内容	位置											
(1)ちとせ丸	鋼製 196総トン 3,600馬力 曳航力 前進 56.0トン 後進 51.5トン	四日市港内											

附 則

公布の日から施行する。

四日市港管理組合告示第4号

次の港湾施設の用途を廃止します。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

- | | | | |
|---|-------|---------------------------|-------|
| 1 | 名称 | 港湾役務提供用船舶 ひき船 | |
| | 船名 | 内容 | 位置 |
| | ちとせ丸 | 鋼製 196 総トン 3,600 馬力 | 四日市港内 |
| | | 曳航力 前進 56.0 トン 後進 51.5 トン | |
| 2 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 | |

四日市港管理組合告示第5号

次の港湾施設の供用を開始します。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

- | | | | | |
|---|---------|---------------------------|-------|--|
| 1 | 名 称 | 港湾役務提供用船舶 ひき船 | | |
| | 船名 | 内容 | 位置 | |
| | ちとせ丸 | 鋼製 197 総トン 3,600 馬力 | 四日市港内 | |
| | | 曳航力 前進 54.5 トン 後進 51.0 トン | | |
| 2 | 供用開始年月日 | 令和8年3月31日 | | |

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条第3項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間等を次のとおり定めましたので、公告します。

令和8年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 令和8～11年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の期間、場所等

入札参加資格申請に係る審査完了日及び名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

また、申請方法は、建設工事、測量・建設コンサルタント等は郵送又は電子申請とし、物件関係（物品・業務委託）は郵送によるもののみの受付とします。

（1）建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和8年4月1日から同年6月30日まで	令和8年8月1日から令和12年5月31日まで
令和8年7月1日から同年9月30日まで	令和8年11月1日から令和12年5月31日まで
令和8年10月1日から令和9年1月4日まで	令和9年2月1日から令和12年5月31日まで
令和9年1月5日から同年3月31日まで	令和9年5月1日から令和12年5月31日まで

郵送による場合の受付場所	電子申請による場合の受付URL
〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当	https://logoform.jp/form/8vMX/r8_11zuijisinki

（2）物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和8年4月1日から同年6月30日まで	令和8年8月1日から令和12年3月31日まで
令和8年7月1日から同年9月30日まで	令和8年11月1日から令和12年3月31日まで
令和8年10月1日から令和9年1月4日まで	令和9年2月1日から令和12年3月31日まで
令和9年1月5日から同年3月31日まで	令和9年5月1日から令和12年3月31日まで

受 付 場 所
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合総務課管財・契約担当

電話 059-366-7009

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
